

仕事ヲ安心シテ行クヤウニ會社ニ考ヘテ貫フ事ニ致シマシタ、  
 賢明ナル父兄諸氏ニ於カレマシテニ割五分細存位迄ノ株主ノ配  
 他ノ紡績會社ハ一割位カラ多クテニ割五分位迄ノ株主ノ配  
 當ヲ致シテ居リマスガ鐘紡ハ三割五分ノ配當ヲ續ケテ來タノ  
 デス、  
 ソレカラ私達ノ減給テ何程會社ガ金ガ出來ルカト申シマスト  
 月二十五万圓デス、アノ大キイ鐘紡ハ配當準備積立金ヤ職工救  
 濟積立金等ガ貳千五百万圓ヲ積立テアリマス、  
 ソレデスカラソノ積立金ノ中カラ今度ノ減給ニ相當スル所ノ  
 金ヲ出シテモ優ニ八年以上ノ現在ノ三割五分配當ガ續ケラレ  
 ルノデス、  
 ソレニ何ヲ苦ンデ私達従業員ニ此様ナ冷辭ナル取扱ヒラスル  
 ノデシヨウ、  
 私達ハ何時モ温情主義家族主義トイフコトヲ會社テ聞カサレ  
 テ居リマシタ、ソシテ信ジテ居リマシタ。

財團法人協同會大阪支所

財團法人協同會大阪支所

此の如き事柄は、  
 協同會の精神に  
 背するものと思  
 へる。故に、  
 協同會の役員  
 及び職員は、  
 此の如き事柄  
 を行はざるを  
 期す。